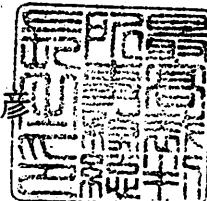


平成30年12月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

12月25日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、本件対象文書が存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第71期司法修習生組別志望等調査表

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月20日付けで不開示の判断(以下「原判断」という。)を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

司法研修所では、A班、B班の2班に分けて実施される集合修習の各開始時に、修習終了後の志望を記載した書面(裁判官、検察官、弁護士、その他の職業、未定のいずれかを選択させるなどしたもの。)を司法修習生に提出させている。

第68期までの司法修習生については、これらの書面を基に集合修習期間中に志望の状況等を一覧表にした調査表を作成してクラス担当の司法研修所教官に提供しており、その作成目的は、司法研修所事務局として司法修習生の志望状況の概要を把握するほか、この情報を司法研修所教官に提供して、指導の参考にもらうことにあった。

しかしながら、集合修習期間中、各教官は、各修習生の志望を個別に把握すれば足り、調査表を用いる必要は高くない上、調査表を作成する事務負担は大きいことから、文書作成事務の合理化の観点から当該事務を見直して、第69期からは調査表を作成しないこととした。

なお、集合修習期間中においては、司法研修所教官は、担当する組の各司法修習生の志望状況を直接確認できる上、定期的に他の教官と情報交換をする場を有しているので、司法研修所教官は、個々の司法修習生の志望状況に加え、他の組や全体の志望状況を必要に応じて把握することが可能である。

以上のとおり、司法研修所においては、司法修習生の志望の状況等を一覧表にした調査表を作成する必要がなく、本件申出に係る文書は、作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。